

株式分割（1株を1.1株に分割する。資本金の額は増加しない。）・・・旧商法・現会社法共通
株式無償割当て（既存株主の1株に対し0.1株を割当てる。資本金の額は増加しない。）・・・基本的には現会社法のみ。
無償増資（既存株主の1株に対し0.1株を割当てる。当期末処分利益（当時）が資本金に振り替えられる。）・・・基本的には旧商法のみ。

株式分割は、旧商法・現会社法で共通です。ただ単に株主が持つ株式数が単純に増えるだけです。
旧商法においても現会社法においても、資本金の額は増加しません。

株式無償割当ては基本的には現会社法のみです。
株式分割と株式無償割当ては結果的にほとんど同じような意味合いになると言ってもいいと思います。
旧商法下では、株式無償割当て（資本金の額は増加しない）を行うとすると、それは結局「株式分割」を意味しました。
ただ、旧商法では無償増資のことを株式無償割当てと呼ぶこともありました。
旧商法で「株式無償割当て」と言う場合は、結局のところ、それは「株式分割」か「無償増資」かのどちらかであったわけです。

無償増資は基本的には旧商法のみです。
現会社法で旧商法で言う無償増資を行うとすると、
「株式無償割当て＋繰越利益剰余金を資本金に振り替える」を同時に実行することになります。
旧商法での無償増資は「株式無償割当てと当期末処分利益を資本金に振り替えること」とが必然的に1セットだったのです。
旧商法では当期末処分利益を資本金に振り替えるだけ（株式の無償割当てを行わない）ということではできませんでした。
現会社法では、繰越利益剰余金を資本金に振り替えるだけ（株式無償割当てを行わない）ということでは可能です。
しかしそれは本来の意味の無償増資とは全く異なります。
基本的には現会社法では無償増資はできません（上記の同時実行を敢えて行えばできます）。

* 注：旧商法では、株式分割と株式無償割当てと無償増資とが同じ意味に使われることもありました。
ここでは厳密性には目をつぶり、やや乱暴に敢えてこの3つを区別して書いてみました。

それから、ここでの株式無償割当てというのは、「全既存株主(が保有する株式)に対して」株式を無償で割り当てる、という意味です。ある特定の一部の既存株主に対して一定量の株式を無償で割り当てることはできません。

また、株主ではない特定の第三者に対して一定量の株式を無償で割り当てることもできません。

概念的には、そのような株式の無償割り当て(特定者への株式の現物支給や自社株の贈与のようなイメージ)は可能な気がしますが、旧商法下でも現会社法下でも法律上はそれはできません。

なぜそれはできないかと言うと、株主からすると「会社への出資額がないからだ」と考えればいいと思います。

他の言い方をすれば、会社からすると「新株式発行の対価(発行価額・払い込み価額)がないからだ」と考えればいいと思います。

では無償増資はなぜ認められるかと言えば、これまでの内部留保を出資(変則的な一種の現物出資)したとみなせるからだと思います。

株主と言うからには、何がしかの形で会社へ出資する必要があるわけです。

株式を会社自身から無償で取得する(会社から自社株を無償で受け取る)というのは株式会社の理念に反するわけです。

株式分割、株式無償割当て、無償増資それぞれが、上場企業及び非上場企業に与えるインパクト

	上場企業	非上場企業
株式分割 (1株を1.1株へ分割) 旧商法・現会社法共通	市場株価は、「11分の10倍」(10/11倍)へ下落。 1株当たりの株主資本額は、「11分の10倍」(10/11倍)へ減少。 株主保有の株式数は1.1倍に増加するが、 1株当たりの株式の価値は「11分の10倍」(10/11倍)へ下落するため、 株主保有の株式の資産価値に変化はない。 株式時価総額にも変化はない。	1株当たりの株主資本額は、「11分の10倍」(10/11倍)へ減少。 株主保有の株式数は1.1倍に増加するが、 1株当たりの株式の価値は「11分の10倍」(10/11倍)へ下落するため、 株主保有の株式の資産価値に変化はない。
株式無償割当 (1株に0.1株を無償割当) * 現会社法のみ	市場株価は、「11分の10倍」(10/11倍)へ下落。 1株当たりの株主資本額は、「11分の10倍」(10/11倍)へ減少。 株主保有の株式数は1.1倍に増加するが、 1株当たりの株式の価値は「11分の10倍」(10/11倍)へ下落するため、 株主保有の株式の資産価値に変化はない。 株式時価総額にも変化はない。 * 株式分割と同じです。	1株当たりの株主資本額は、「11分の10倍」(10/11倍)へ減少。 株主保有の株式数は1.1倍に増加するが、 1株当たりの株式の価値は「11分の10倍」(10/11倍)へ下落するため、 株主保有の株式の資産価値に変化はない。 * 株式分割と同じです。
無償増資 (1株に0.1株を無償割当) * 旧商法のみ	市場株価は、変化しない。 1株当たりの株主資本額は、「11分の10倍」(10/11倍)へ減少。 株主保有の株式数は1.1倍に増加するが、 1株当たりの株式の価値は変化しないため、 株主保有の株式の資産価値は1.1倍に増加する。 株式時価総額も1.1倍に増加する。 * 株式分割や株式無償割当とは根本的に異なります。	1株当たりの株主資本額は、「11分の10倍」(10/11倍)へ減少。 株主保有の株式数は1.1倍に増加するが、 1株当たりの株式の価値は「11分の10倍」(10/11倍)へ減少するため、 株主保有の株式の資産価値に変化はない。 * 株式分割や株式無償割当とは根本的に異なります。

無償増資と90%減資それぞれが、上場企業及び非上場企業に与えるインパクト

	上場企業	非上場企業
<p>無償増資 (1株に0.1株を無償割当)</p> <p>* 旧商法のみ</p>	<p>市場株価は、変化しない。 1株当たりの株主資本額は、「11分の10倍」(10/11倍)へ減少。 株主保有の株式数は1.1倍に増加するが、 1株当たりの株式の価値は変化しないため、 株主保有の株式の資産価値は1.1倍に増加する。 株式時価総額も1.1倍に増加する。</p> <p>* 株式分割や株式無償割当とは根本的に異なります。</p>	<p>1株当たりの株主資本額は、 「11分の10倍」(10/11倍)へ減少。 株主保有の株式数は1.1倍に増加するが、 1株当たりの株式の価値は 「11分の10倍」(10/11倍)へ減少するため、 株主保有の株式の資産価値に変化はない。</p> <p>* 株式分割や株式無償割当とは根本的に異なります。</p>
<p>90%減資 (1株を0.1株へ株式数を減らすこと)</p> <p>* 旧商法のみ * 株式併合ではありません。</p>	<p>市場株価は、変化しない。 1株当たりの株主資本額は、10倍へ増加。 株主保有の株式数は「10分の1倍」(1/10倍)に減少するが、 1株当たりの株式の価値に変化はないため、 株主保有の株式の資産価値は 「10分の1倍」(1/10倍)に減少する。 株式時価総額も10分の1に減少する。</p> <p>* 株式併合とは根本的に異なります。</p>	<p>1株当たりの株主資本額は、10倍へ増加。 株主保有の株式数は 「10分の1倍」(1/10倍)に減少するが、 1株当たりの株式の価値は10倍へ増加するため、 株主保有の株式の資産価値に変化はない。</p> <p>* 株式併合とは根本的に異なります。</p>